

農業委員会会議録（概要）

会 議 名	12月定例農業委員会																														
開 催 日 時	平成21年12月21日（月）午前9時から午前9時35分まで																														
開 催 場 所	愛西市役所立田庁舎 3階 第一会議室																														
出 欠 席 者	別紙のとおり																														
協 議 事 項 等	<p>●協議事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">議案第25号</td> <td style="width: 80%;">農地法第3条</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">9件</td> </tr> <tr> <td>議案第26号</td> <td>農地法第5条</td> <td style="text-align: right;">11件</td> </tr> <tr> <td>議案第27号</td> <td>買受適格証明願関係</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>決定第10号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td style="text-align: right;">9件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第4条第1項第5号</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第3号</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>農地法第20条第6項の規定による通知書</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>農地法改良届書</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>農地法第5条関係取下げ願い</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table>	議案第25号	農地法第3条	9件	議案第26号	農地法第5条	11件	議案第27号	買受適格証明願関係	2件	決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	9件	専決報告	農地法第4条第1項第5号	1件	専決報告	農地法第5条第1項第3号	6件	報 告	農地法第20条第6項の規定による通知書	4件	報 告	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用	1件	報 告	農地法改良届書	2件	報 告	農地法第5条関係取下げ願い	1件
議案第25号	農地法第3条	9件																													
議案第26号	農地法第5条	11件																													
議案第27号	買受適格証明願関係	2件																													
決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	9件																													
専決報告	農地法第4条第1項第5号	1件																													
専決報告	農地法第5条第1項第3号	6件																													
報 告	農地法第20条第6項の規定による通知書	4件																													
報 告	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用	1件																													
報 告	農地法改良届書	2件																													
報 告	農地法第5条関係取下げ願い	1件																													
公開／非公開の別	公開																														
非公開の理由	—																														
傍聴人の数	0人																														
会 議 資 料	議事日程 議案書及び地図																														
審 議 経 過	別紙のとおり																														

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出	会 長	日 永 熙	
出	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出	副 会 長	加 藤 勘 治	
出	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出	委 員	服 部 多惠子	
出	委 員	荻 巢 征 夫	
出	委 員	野 口 隆	
出	委 員	藤 原 智	
出	委 員	加 藤 薫	
出	委 員	水 谷 善 一	
出	委 員	黒 田 國 昭	
出	委 員	中 野 英 孝	
出	委 員	鈴 木 義 英	
出	委 員	濱 田 恒 雄	
出	委 員	蜂須賀 時 夫	
出	委 員	伊 藤 幹 雄	
出	委 員	服 部 勝 明	
出	委 員	横 井 博 昭	

	役 職	氏 名	備 考
出	委 員	立 松 春 雄	
出	委 員	加 藤 清 治	
出	委 員	小 林 義 昭	
出	委 員	辻 義 則	
出	委 員	三 輪 清 博	
出	委 員	村 上 守 國	
出	委 員	野 口 ゆきゑ	
出	委 員	井戸田 幸 夫	
出	委 員	安 田 秀 樹	
出	委 員	佐 藤 武 司	
出	委 員	古 野 正 史	
出	委 員	石 垣 謙 治	
出	委 員	野 田 峯 和	
出	委 員	堀 田 重 孝	
出	委 員	服 部 政 良	
出	委 員	植 田 秀 夫	
出	委 員	中 島 義 雄	
欠	委 員	伊 藤 宗 雄	
出	委 員	古 江 寛 昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	大 島 静 雄
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
係 長（事務担当）	鷺 尾 和 彦

発言者	内 容																																										
	<p>1. 平成21年12月21日、農業委員会は立田庁舎3階第一会議室に招集された。</p> <p>2. 出席・欠席委員は別紙のとおり</p> <p>3. 本委員会の書記は次のとおりである。 課長補佐（事務担当） 鷲野 継久</p> <p>4. 協議事項は、次のとおりである。</p> <table data-bbox="399 716 1436 1254"> <tr> <td>議案第25号</td> <td>農地法第3条</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第26号</td> <td>農地法第5条</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>議案第27号</td> <td>買受適格証明願関係</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>決定第10号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第4条第1項第5号</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第3号</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地法第20条第6項の規定による通知書</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地改良届出書</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地法第5条関係取下げ願</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>開 会（午前9時00分）</p> <p>会長あいさつ 本日の出席者数は36名で、定足数に達しておりますので、只今より12月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、本日の議事録署名者を私より指名致します。 議席番号38番 古江 寛昭(フルエ ヒロアキ)委員、議席番号1番 服部 多恵子(ハットリ タエコ)委員を指名します。 それでは、只今より議事日程に基づき議案審議に入ります。</p> <table data-bbox="399 1814 1436 1993"> <tr> <td>議案第25号</td> <td>農地法第3条</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第26号</td> <td>農地法第5条</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>議案第27号</td> <td>買受適格証明願関係</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>決定第10号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の</td> <td></td> </tr> </table>	議案第25号	農地法第3条	9件	議案第26号	農地法第5条	11件	議案第27号	買受適格証明願関係	2件	決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	9件	専決報告	農地法第4条第1項第5号	1件	専決報告	農地法第5条第1項第3号	6件	報告	農地法第20条第6項の規定による通知書	4件	報告	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用	1件	報告	農地改良届出書	2件	報告	農地法第5条関係取下げ願	1件	議案第25号	農地法第3条	9件	議案第26号	農地法第5条	11件	議案第27号	買受適格証明願関係	2件	決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の	
議案第25号	農地法第3条	9件																																									
議案第26号	農地法第5条	11件																																									
議案第27号	買受適格証明願関係	2件																																									
決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	9件																																									
専決報告	農地法第4条第1項第5号	1件																																									
専決報告	農地法第5条第1項第3号	6件																																									
報告	農地法第20条第6項の規定による通知書	4件																																									
報告	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用	1件																																									
報告	農地改良届出書	2件																																									
報告	農地法第5条関係取下げ願	1件																																									
議案第25号	農地法第3条	9件																																									
議案第26号	農地法第5条	11件																																									
議案第27号	買受適格証明願関係	2件																																									
決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の																																										
会長																																											

	<p>規定による当委員会の決定について 9件</p> <p>専決報告 農地法第4条第1項第5号 1件</p> <p>専決報告 農地法第5条第1項第3号 6件</p> <p>報告 農地法第20条第6項の規定による通知書 4件</p> <p>報告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1件</p> <p>報告 農地改良届出書 2件</p> <p>報告 農地法第5条関係取下げ願い 1件</p>	
	<p>事務局から議案第25号 農地法第3条 9件についての説明をお願いします。</p>	
事務局	農地法第3条1番～9番説明	
会長	議案第25号 農地法第3条 9件について、質疑に移ります。	
委員	下限面積の関係の施行日は、いつからになりますか。	
事務局	12月15日です。	
委員	15日施行なら、愛知県内のその他の市町村も農業委員会で下限面積について、議決を取っていると思う、本案とは違うが県内の状況を新旧の下限面積をまとめて報告いただく事はできるでしょうか。	
事務局	おそらく県農業会議がまとめていると思いますので、一度聞いて見ます。	
会長	<p>他によろしいですか、</p> <p>では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、許可することに決定します。</p>	
	<p>続きまして、事務局から議案第26号 農地法第5条 11件の説明をお願いします。</p>	
事務局	農地法第5条 1番～11番説明	
会長	議案第26号 農地法第5条 11件について、質疑に移ります。	
委員	<p>議案番号8番についてお尋ねをします。</p> <p>申請地につきましては、法的には住宅の建てることのできない農地として理解していますが、どの様な手法で建物が建てられるかお尋ねをいたします。それと、農地法第5条の添付書類は何が必要か参考までに教えてください。</p>	

事務局	2点ほど質問があったかと思いますが、この場所には家が建てられないのではないかという事ですが、都市計画法第34条14号に該当しますので、合法的に家が建つものと思います。
委員	都市計画法第34条14号の説明をしてください。
事務局	都市計画法第34条14号につきましては、この場に持ち合わせていないため、農業委員会終了後にお渡ししたいと思います。 農地法第5条の添付書類については、全部事項証明書（土地）、地番表示図（公図）、位置図、事業計画書、建物図面（配置・平面・立面図・排水計画図）、農地隣地承諾書、同意書（地役権、仮登記のある場合）、戸籍謄本等の写、（分家住宅の場合）、住民票（土地謄本と住所が相違する場合）、始末書（無断転用の場合）、定款、法人登記簿謄本、損益計算書（法人の場合）、分筆明細書（分筆を行なった場合、関係土地改良区等意見書、以上です。
委員	説明いただく時に、都市計画法第34条14号がと言われましたが、この案件に付帯する事は、頭においてご説明願いたい、といいますのは、我々地域の住民にとりましてはこの地域において建物が建てれないと言う事が、頭にある訳で、それなりの説明を我々に対して必要だと思います。事前に教えていただきたい。それと、添付書類の中で隣地の方の証明は勿論ですが、土地改良区の意見書はどんな文面ですか。
事務局	各土地改良区によって若干ちがいますが、海部土地改良区は「別紙記載の土地に係る農地法第5条の許可申請については、本土地改良区の意見は下記のとおりです。」「農地転用に伴う措置（規程第3条）等について協議が整い本土地改良区としてさしつかえない。」と記載されています。 日光川西悪水土地改良区は「上記の土地は当土地改良区の区域内の土地であるが、転用の申し出があり、当土地改良区の次の条件を付して協議が整ったので転用されて支障ないことを証明します。」、協議事項「農地等の転用に関する規定第5条の義務完了及び、第3条の条件を履行する。」という文面になっています。
委員	土地改良区の意見書は農業委員会の許可後にできるものと理解するが、事前に許可申請をするときに、地区の土地改良区として意見を申し上げる権限があるのですか。
事務局	法律で、5条申請に土地改良区の意見書添付となっています。
委員	わかりました。

委員	2番の案件ですが、隣は家が建っているのですか。
事務局	隣はアパートが建っています。
委員	排水の関係など、よく注意をしていただくようにしてください。
会長	他にないですか。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、進達することに決定します。
	続きまして、事務局から議案第27号 買受適格証明願関係 2件の説明をお願いします。
事務局	買受適格証明願関係1番～2番説明 事務の効率化を図るため、申請人が落札され農地法第3条の申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理してよろしいか。
会長	それでは、議案第27号 買受適格証明願関係 2件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成と言うことで、当委員会において証明することに決定いたします。 また、3条申請が提出された時は、速やかに許可処理をお願いします。
	続きまして事務局から 決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定 9件の説明をお願いします。
	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定9件説明
	決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定 9件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。
事務局	全員賛成ですので、異議なしと認められますので申出のとおり、市へ答申することに決定いたします。
	続きまして、事務局から
	専決報告 農地法第4条第1項第5号 1件
	専決報告 農地法第5条第1項第3号 6件
	報告 農地法第20条第6項の規定による通知書 4件

<p>会長</p>	<p>報 告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1 件</p> <p>報 告 農地改良届出書 2 件</p> <p>報 告 農地法第 5 条関係取下げ願い 1 件</p> <p>の説明をお願いします</p> <p>農地法第 4 条第 1 項第 5 号 1 番説明</p> <p>農地法第 5 条第 1 項第 3 号 1 ～ 6 番説明</p> <p>農地法第 2 0 条第 6 項の規定による通知書 1 ～ 4 番説明</p> <p>認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1 番説明</p> <p>農地改良届出書 1、2 番説明</p> <p>農地法第 5 条関係取下げ願い 1 番説明</p> <p>それでは、質疑に移ります。</p> <p>それでは賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>賛成多数ですので、全議案可決、承認をいただきました。</p> <p>先ほどの委員の質問の都市計画法第 3 4 条 1 4 号について、遅くなりましたが説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>都市計画法第 3 4 条 1 4 号を読上げたいと思います。</p> <p>「都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行なうことが困難又は著しく不相当と認める開発行為、主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物」が 1 4 号ですので、開発審議会の議を経てこちらの案件は許可になっているという事です。</p>
<p>委員</p>	<p>開発審査会は愛知県ですか、愛西市ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>愛知県です。</p>
<p>委員</p>	<p>これは、どこかに告示された訳ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらの法律は都市計画課のものです、また、開発と農地転用が同時申請となりますので、都市計画法になりますと都市計画課が愛知県と協議をして許可の有無を判断しております。我々もこの間、農地法ですから下地の法律の場ですので、そこまで詳しい事については勉強しておりませんので申し訳ございません。</p>

委員

皆様方は、同じ職員ですので縦横の関係もありますが、行政の中で、この様な件については勉強しておいてください。要望して終了します。

会長

これを持ちまして、
定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

閉 会（午前9時35分）

この議事録内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成21年12月21日

会 長

議事録署名者
議席番号38番委員

議事録署名者
議席番号1番委員